

令和3年5月31日  
農林水産省

## 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「政府所有米穀の販売等業務」における民間競争入札の契約締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく民間競争入札を行った「政府所有米穀の販売等業務」については、下記のとおり契約を締結しました。

### 記

#### 1 契約の相手方の住所、名称及び代表者

(1) 住 所： 東京都港区南青山一丁目1番1号

名 称： 伊藤忠食糧株式会社

代表者： 代表取締役社長 近藤 秀衛

(2) 共同企業体の名称： 日通グループ

(代表企業)

住 所： 東京都港区海岸一丁目14番22号

名 称： 日通商事株式会社

代表者： 代表取締役社長 竹津 久雄

(構成企業)

住 所： 東京都港区東新橋一丁目9番3号

名 称： 日本通運株式会社

代表者： 代表取締役社長 斎藤 充

(3) 住 所： 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

名 称： 丸紅株式会社

代表者： 代表取締役 石附 武積

#### 2 契約金額（委託費の限度額）

(1) 伊藤忠食糧株式会社 11,127,341,997円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(2) 日通グループ 11,127,341,997円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(3) 丸紅株式会社 11,127,341,997円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 契約金額は、業務実施期間（令和3年5月31日～令和9年3月31日）の委託費の限度額である。

#### 3 政府所有米穀の販売等業務の内容

政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した受

託事業体は、政府所有米穀の販売等業務（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条及び第30条に基づき令和2年度に政府が買入れを行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く。）のほか農林水産省の指示に基づく政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務をいう。以下「本業務」という。）を、食糧法その他の米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第1章I第3の1(1)イに定める法令をいう。以下同じ。）のほか、業務仕様書に即して作成された業務方法書に基づき実施する。

本業務の内容は次のとおりとし、その詳細な内容は、業務仕様書によるものとする。

- (1) 政府所有米穀の販売
- (2) 政府所有米穀の保管
- (3) 政府所有米穀の運送
- (4) 政府所有米穀の販売に伴い必要となる次の業務
  - ① 販売前のカビ確認及びカビ毒検査
  - ② とう精
  - ③ 精米形態で保管する米穀（以下「備蓄用精米」という。）に係るとう精・無洗米加工・袋詰め（以下「備蓄用精米加工」という。）
  - ④ 食事提供団体及び食材提供団体への発送荷役
- (5) 政府所有米穀の品質管理
- (6) 販売することができない米穀及び空包装等の処理
- (7) カネミ油症患者（カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年法律第82号）第2条第3項に規定するカネミ油症患者をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的な推進に関する措置
- (8) 実施状況の確認
- (9) 情報の管理（本業務に係る農林水産省への報告を含む。）

#### 4 政府所有米穀の販売等業務の質

本業務の実施に当たり達成すべき質は、次のとおりとする。

- (1) 政府所有米穀の安全の確保等

本業務の実施に当たっては、以下により、政府所有米穀の安全の確保を図るとともに、当該米穀を円滑かつ安定的に販売することに留意すること。

- ① 政府所有米穀の安全の確保

ア 政府所有米穀の品質を確保するため、当該米穀の保管その他の管理に万全を期すとともに、販売前にカビ確認及びカビ毒検査を行うことによって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の基準に適合する米穀を販売すること。  
イ 米穀に品質の変化その他の異常を発見した場合は、直ちに被害拡大の防止

措置及び再発防止策等が講じられること。

(2) 政府所有米穀の適正な流通の確保

米穀の流通に関する法令の規定を遵守するほか、本業務を適正かつ確実に実施すること。

(3) 備蓄の適正な運営の確保

米穀の著しい生産量の減少等による不測の事態等において、農林水産省からの指示を踏まえ政府所有米穀を安定的に供給できること。

(4) その他各業務において確保すべき質

その他各業務において確保すべき質は、業務仕様書において定める内容とする。

(2) 創意工夫の發揮

受託事業体は、本業務の事業実施期間中、(1)の質を確保することを前提として創意工夫を行い、本業務の更なる効率化、経費の削減等に努めるものとする。

## 5 政府所有米穀の販売等業務の実施期間

本業務の実施期間は、令和3年5月31日から令和9年3月31日までとする。

## 6 契約により受託事業体が講ずべき措置

(1) 実績報告及び情報の提供

① 受託事業体は、本業務の実施により作成された業務仕様書に掲げる各種報告書（以下「報告書」という。）を整理し農林水産省に報告するとともに、当該報告内容をデータ化して電子媒体により農林水産省に提出する。

② 受託事業体は、報告書のほか、農林水産省が別途指示する情報をデータ化して電子媒体により農林水産省に提出する。

(2) 検査

農林水産省は、報告書の提出を受けた場合は、遅滞なく、受託事業体の本業務の履行状況が委託契約の内容に適合するものであるかどうかについて、報告書その他の関係書類又は実地による検査を実施する。

(3) 本業務に係る報告徴収及び調査

本業務の実施状況その他必要な事項に関する報告徴収及び調査については、次のとおりとする。

① 報告徴収

農林水産省は、原則として半年ごとに受託事業体に対し、本業務が適正に実施されているかどうかの報告を求める。

ただし、特に必要があると認める場合は、隨時、報告を求めることができる。

② 受託事業体への調査

農林水産省は、業務仕様書に定める保存義務のある書類の保存状況、記載内容の適正性等を確認するため、原則として年に一回、受託事業体の主たる事務

所等（本業務を実施するものに限る。）における調査を行う。

③ 受託事業体その他本業務に従事する者への実地調査

農林水産省又は業務仕様書に基づき選定され、受託事業体と契約を締結した第三者機関は、隨時、受託事業体その他本業務を従事する者に対して、本業務が適正かつ確実に実施されているかどうかを確認するため、調査を行う。

(4) 業務改善命令

農林水産省は、(3)の報告徴収又は調査の結果、委託契約に違反している場合、業務仕様書及び業務方法書によらないで本業務を行っている場合その他本業務について改善の必要があると認める場合は、受託事業体に対し、必要な措置を命ずることができる。

(5) その他監督措置

農林水産省は、本業務の適正な履行を確保するため、農林水産省の職員に対し、立会い等による監督を命ずることができる。なお、受託事業体及びその他本業務に従事する者は、当該職員が行う立会い等による監督に協力しなければならない。

(6) 秘密の保持

受託事業体は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報その他業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

なお、受託事業体の役員若しくは職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者が業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合は、公共サービス改革法第54条により罰則の適用がある。

(7) 契約に基づき受託事業体が講すべき措置

受託事業体は、3に規定する業務のほか、次に定める事項について措置するものとする。

① 業務の開始及び中止

ア 受託事業体は、委託契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ 受託事業体は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする場合は、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

受託事業体は、本業務の実施に当たって、政府所有米穀の買受資格者を合理的な理由なく区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、受託事業体が政府所有米穀の販売代金を受け取る場合、又は受託事業体その他本業務に従事する者が本業務の実施に係る経費を支払う場合若しくは本業務の実施に伴い発生した違約金

等を受け取り、若しくは支払う場合はこの限りでない。

④ 宣伝行為の禁止

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 記録・帳簿書類等

受託事業体その他本業務に従事する者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑦ 権利の譲渡

受託事業体は、原則として本契約に基づき生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡しをしてはならない。

⑧ 権利義務の帰属等

ア 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、受託事業体は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

イ 受託事業体は、本業務の実施状況を公表しようとする場合は、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

⑨ 再委託の取扱い

ア 受託事業体は、本業務の総合的な企画、政府所有米穀の販売（政府所有米穀の買受人からの販売代金の回収業務を除く。）並びにこれらに付帯する業務の実施を再委託してはならない。

イ 受託事業体は、政府所有米穀の保管運送等業務を再委託する場合は、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。ただし、再委託する業務について、受託事業体が再委託先に支払う金額の総額が年間100万円以下である場合は、この限りでない。

なお、受託事業体は、政府所有米穀の保管運送等業務を再委託する場合は、それぞれ次に掲げる者に限り、これを再委託の相手方とすることができます。

(ア) 保管業務

倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき保管を行う者

(イ) 運送業務

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動

車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する  
貨物利用運送事業者

(ウ) 販売に伴い必要となる業務

a カビ確認及びカビ毒検査

業務仕様書に定める体制が整備されている者

b とう精

業務仕様書に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精

・管理できる者

c 備蓄用精米加工

業務仕様書に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に  
製造・管理できる者

d 食事提供団体及び食材提供団体への発送荷役

業務仕様書に定める食事提供団体及び食材提供団体への発送荷役を適  
切に実施できる者

(イ) 販売することができない米穀及び空包装等の処理業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に  
規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は同法第  
14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者

⑩ 政府所有米穀の亡失、損傷等に係る損害賠償

ア 受託事業体は、政府所有米穀の亡失、損傷（カビ状異物又はカビ毒の混入、  
水濡れ、鼠害等により、食用又は飼料用として販売等をすることができなく  
なったことをいう。以下同じ。）、量目欠減（正味重量が管理量目を下回る  
ことをいう。以下同じ。）、破袋等に伴う容器包装の詰め替え等による農產  
物検査証明の失効その他契約不履行により農林水産省に損害を及ぼした場合  
は、農林水産省に対し、賠償の責めを負わなければならない。ただし、受託  
事業体が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この  
限りでない。

イ 受託事業体が支払う損害賠償金の額は、次に掲げる場合ごとに定める額と  
する。

(ア) 政府所有米穀の亡失、損傷若しくは量目欠減等により農林水産省に損害  
を及ぼした場合又はとう精若しくは備蓄用精米加工において業務仕様書に  
定める規格及び要件に適合しないものが発生した場合 付録に定める寄託  
申込価格に亡失、損傷、又は量目欠減相当量等に係る数量を乗じて算出し  
た額

(イ) (ア)以外の場合 農林水産省が別途定める額

ウ 火災保険の対象となる事故により政府所有米穀の亡失、損傷等が生じ、農  
林水産省に損害を及ぼした場合は、受託事業体は、イの規定にかかわらず、  
イ(ア)に定める額と保険者から徴収した保険金の全額相当額のいずれか高額

を、農林水産省に支払うものとする。

- エ 農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から受託事業体に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- オ アからウまでの規定に基づき受託事業体が農林水産省に対して損害賠償金の全額を支払った場合においても、政府所有米穀の所有権は農林水産省に留保されるものとする。

(11) 政府所有米穀の販売又は引渡しに係る違約金

- ア 受託事業体は、政府所有米穀の販売又は引渡しにおいて、業務仕様書の規定に違反した場合は、当該違反に係る数量に次に掲げる場合ごとに定める額を乗じて得た額を、違約金として農林水産省が指定する期日までに支払わなければならない。

(ア) 米穀の需給、政府所有米穀の安全の確保又は政府所有米穀の適正な流通に重大な影響を及ぼしたと農林水産省が認めた場合 当該違反に係る政府所有米穀の販売価格

(イ) (ア)以外の場合 当該事実の発生時における当該政府所有米穀の販売価格に100分の30を乗じた額

- イ 受託事業体は、(4)に基づく業務改善命令に従わなかった場合は、1,000万円を限度として農林水産省が定める額を、農林水産省に支払わなければならない。

(12) 延滞金

- ア 受託事業体は、農林水産省に納付すべき政府所有米穀の販売代金、過受金、損害賠償金又は違約金（以下「元本」という。）について、官署支出官又は歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、元本に対し、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として農林水産省に納付しなければならない。

- イ アの規定にかかわらず、過受金の受領について、受託事業体に故意又は重大な過失がある場合の延滞金の額は、その過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として農林水産省に納付しなければならない。

- ウ ア及びイの延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

- エ 歳入徴収官は、受託事業体から納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

- オ 歳入徴収官は、エによる充当後の元本の未納額については、受託事業体に対し納付書を発行するものとし、受託事業体はこの納付書の定めるところに

よって納付しなければならない。

(13) 契約解除

ア 農林水産省は、受託事業体が本契約に基づく義務を履行しない場合において、農林水産省が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

イ 農林水産省は、受託事業体が次のいずれかに該当する場合は、アの催告をすることなく、直ちに契約の全部又は一部の解除をできるものとする。

(ア) 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

(イ) 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス法第10条各号のいずれかに該当することとなった場合。

(ウ) 本契約に従って本業務を実施できなかった場合、又はこれを実施することができないことが明らかになった場合。

(エ) 本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能であるとき。

(オ) 受託事業体が本契約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(カ) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託事業体が履行をしないでその時期を経過したとき。

(キ) (ウ)から(カ)に定めるもののほか、受託事業体が本契約に基づく義務の履行をせず、農林水産省が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(ク) (ウ)から(キ)までに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったと場合。

(ケ) 公共サービス改革法第26条第1項又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

(コ) 公共サービス改革法第27条第1項又は本契約に基づく指示に違反した場合。

(シ) 受託事業体の役員又は職員その他の本業務に従事している者が、公共サービス改革法第25条第1項又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合。

(シ) 本契約の履行に関して米穀の流通に関する法令の規定に違反した場合。

(14) 談合等の不正行為に係る契約の解除

農林水産省は、本契約に関し、受託事業体が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 公正取引委員会が、受託事業体又は受託事業体の代理人（受託事業体又は受託事業体の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は職員を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行った場合、独占禁止法第7条2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行った場合又は独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合。

イ 受託事業体又は受託事業体の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起された場合。

⑯ 属性要件に基づく契約の解除

農林水産省は、受託事業体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本契約を解除することができる。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑰ 行為要件に基づく契約の解除

農林水産省は、受託事業体が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

⑯ 再委託契約等に関する契約解除

ア 受託事業体は、契約後に再委託先が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先との契約を解除し、又は再委託先に対し当該解除対象者（再委託先）との契約を解除させるようにしなければならない。

イ 農林水産省は、受託事業体が再委託先が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先との契約を解除せず、若しくは再委託先に対し当該解除対象者（再委託先）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

⑰ 契約解除時の取扱い

ア ⑯～⑯までのいずれかに該当し、契約を解除した場合は、受託事業体は、農林水産省から、契約期間の開始の日から当該解除の日までの期間に係る委託費の支給を受ける。

イ この場合、受託事業体は、委託費の限度額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期間内に納付しなければならない。

また、本契約において約定する談合等の不正行為が明らかとなつた場合は、上記の違約金相当額のほか、更に、委託費の限度額の100分の5に相当する額を、違約金として農林水産省が指定する期日までに支払わなければならぬ。

⑲ 契約終了時の措置

受託事業体は、本契約が解除又は期間満了により終了する際に保管している政府所有米穀を、農林水産省の指示に従って引き渡さなければならない。

⑳ 契約変更

農林水産省及び受託事業体は、経済事情の変動、政府所有米穀の安全に関する規制の変更その他やむを得ない事由により、この契約を変更する必要があると認めた場合は、双方協議の上、契約の変更を行うものとする。

㉑ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業体と農林水産省が協議するものとする。

7 契約により受託事業体が負うべき責任

受託事業体その他本業務に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を与えた場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合は、農林水産省は受託事業体に対し、当該

第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 受託事業体が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、受託事業体は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

## 8 政府所有米穀の販売等業務の実施体制及び実施方法の概要

受託事業体は、本業務を次の体制により実施する。

- (1) 政府所有米穀の販売業務については、本社を中心として、全国の支店網を活用して実施する。
- (2) 販売業務以外の保管、運送等の業務については、それぞれの業務を的確に実施することができる者に再委託して実施する。